【参考】　福岡市旅館業法施行条例新旧対照表

※下線部分は条例等改正部分

旧	新
第１条～第２条　（略）	第１条～第２条　（略）
（ホテル営業施設の構造設備の基準） 第３条　政令第１条第１項第11号に規定するホテル営業の施設の構造設備の基準は，次のとおりとする。 （１）～（８）　（略） （９）　施設は，玄関，客室その他宿泊者等の用途に供する施設を一体的に管理することができる構造であり，かつ，住居その他の施設と明確に区画され，これらが混在していない構造であること。 （10）　（略）	（ホテル営業施設の構造設備の基準） 第３条　政令第１条第１項第11号に規定するホテル営業の施設の構造設備の基準は，次のとおりとする。 （１）～（８）　（略） （９）　施設は，玄関，客室その他宿泊者等の用途に供する施設を一体的に管理することができる構造であり，かつ，住居その他の施設と明確に区画され，これらが混在していない構造であること。ただし，住居その他の施設との混在に関し規則で定める要件を満たす施設については，この限りでない。 （10）　（略）
第４条　（略）	第４条　（略）
（簡易宿所営業施設の構造設備の基準） 第５条　政令第１条第３項第７号に規定する簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は，次のとおりとする。 （１）　第３条第３号から第９号まで及び前条第２号に掲げる基準 （２）　適当な規模の玄関及び帳場を有すること。	（簡易宿所営業施設の構造設備の基準） 第５条　政令第１条第３項第７号に規定する簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は，次のとおりとする。 （１）第３条第４号から第９号まで（第６号オを除く。）及び前条第２号に掲げる基準 （２）　適当な規模の玄関及び帳場を有すること。ただし，宿泊者の定員が10人未満の施設であって，健全な営業形態及び宿泊者の安全の確保に関し規則で定める要件を満たすものについては，適当な規模の玄関を有すること。

旧	新
（新設）	（３）　前号の帳場を有する場合にあっては，当該帳場が，宿泊者等の出入りを容易に確認することができる位置に設けられていること。
（３）　一の客室の床面積は，4.5平方メートル以上であること。	（４）　一の客室の床面積は，4.5平方メートル以上であること。ただし，宿泊者の定員が10人未満の施設については，この限りでない。
（新設）	（５）　共同浴室に1.6平方メートル以上の面積を有する脱衣室が付設されていること。ただし，前号ただし書に規定する施設に該当する場合にあっては，適当な広さを有する脱衣室が付設されていること。
（４）　階層式寝台を有する場合は，当該階層式寝台が次に掲げる要件を満たすものであること。 ア　階層数は，２層までであること。 イ　寝台の長さは1.8メートル以上であり，かつ，幅は0.9メートル以上であること。	（６）　階層式寝台を有する場合は，当該階層式寝台が次に掲げる要件を満たすものであること。 ア　階層数は，２層までであること。 イ　寝台の長さは1.8メートル以上であり，かつ，幅は0.9メートル以上であること。
（下宿営業施設の構造設備の基準） 第６条　政令第１条第４項第５号に規定する下宿営業の施設の構造設備の基準は，次のとおりとする。 （１）　第３条第３号から第９号まで，第４条第２号及び前条第２号に掲げる基準 （２）　客室の数は，５室以上であること。 （３）　一の客室の床面積は，７平方メートル以上であること。	（下宿営業施設の構造設備の基準） 第６条　政令第１条第４項第５号に規定する下宿営業の施設の構造設備の基準は，次のとおりとする。 （１）　第３条第３号から第９号まで，第４条第２号及び前条第２号本文に掲げる基準 （２）　客室の数は，５室以上であること。 （３）　一の客室の床面積は，７平方メートル以上であること。
第７条～第８条　（略）	第７条～第８条　（略）

旧	新
（営業施設について講ずべき措置の基準） 第９条　法第４条第２項に規定する措置の基準は，次のとおりとする。 （１）～(11)　（略） （新設）	（営業施設について講ずべき措置の基準） 第９条　法第４条第２項に規定する措置の基準は，次のとおりとする。 （１）～(11)　（略） (12)　簡易宿所営業の施設（省令第５条第１項第１号から第４号までに規定するものを除き，客室の延床面積が33平方メートル未満のものに限る。）の定員については，客室の延床面積を3.3で除した数（１未満の端数が生じたときは，これを切り捨てた数）以下の人数とすること。
第10条～第12条　（略）	第10条～第12条　（略）